

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

ITやデジタル技術を活用した情報共有やものづくりによる効率化の推進に努め、サプライチェーン全体での各種課題解決を図ることで脱炭素社会に向けた支援を進めると共に、災害などの有事や取引先の経営課題に対して機敏に対応します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

(1) 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、材料や労務費などの上昇分の影響を考慮し、下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

(2) 型管理などのコスト負担

型取引の適正化に取り組み、不要な型の廃棄を促進するとともに、量産終了後に一定期間を経過した型の無償保管要請を行わないよう配慮します。

(3) 手形などの支払条件

下請事業者との取引に対する代金は現金で支払います。

(4) 知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

(5) **働き方改革等に伴うしわ寄せ**

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者が取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. **その他**

オープンでフェアな調達基本方針を尊重し、パートナーシップに基づく持続可能かつ長期的な相互繁栄とモノづくり・仕事の質・技術力の研鑽と向上及び組織の成長を前提に、サプライチェーン全体での競争力強化を目指します。

そのための情報/課題の共有によるコミュニケーションや SDGs 他課題解決の実行に向けての働きかけや協働を推進していきます。

2022年3月16日

フタバ産業株式会社

代表取締役社長 吉貴 寛良